

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権法の目的に、権利保護のみに偏ることの無いよう、学術情報の流通が学術、しいては文化の発展に繋がるものであることも、明記する。
法改正を必要とする理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 権利の保護は大切であり、文芸などの分野では権利保護が文芸の発展に必須である。一方、学術分野では、権利者の独占を許すことなく、公表・公開、そして流通を図ることによってのみ学術は発展する。</li><li>・ 学術分野では権利保護と円滑な流通、いずれもが欠けても発展は望めない。</li><li>・ 権利保護については、特許などの対象範囲も拡大傾向にあって権利保護と公開のシステムは別に定まってもいることから、学術情報の流通のみを強調することで特に問題は起こらないものとする。</li><li>・ 学術情報の先進国独占は、国際平和のためにもあってはならないことであり、著作権法が学術情報流通の阻害要因になることがあると、国益にもならない。</li></ul>
改正条項及び内容	著作権法 第1条  「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」を、 「これらの文化的・学術的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権者の権利の保護と円滑な著作物の流通を図り、もって学術・文化の発展に寄与する」
団体名	社団法人 情報科学技術協会（複写権問題対策委員会）

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	自己の所有する出版物等から自己の用に供するための複製を行うことを権利制限の対象とすること。
法改正を必要とする理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 所有権者の権能として、使用収益権があり、法令の範囲内において自己の所有物を自由に使用収益することができることとされている。</li><li>・ また、出版物の購入目的には、当該出版物をそのまま使用するだけでなく、その出版物に収載されている著作物を情報として使用すること（例：執務参考用の新聞切り抜きを作成する等）もある。</li><li>・ ところが、現在の著作権法では、例えば、購入した出版物を私的な目的で使用することは自由に行っても、購入した出版物の中から必要なページだけをコピーして執務参考資料に用いることや、そのままでは大きすぎて使えないことから縮小コピーして業務用の参考資料にすることといった、自己の用に供する行為を行う場合であっても、著作権者の許諾が必要となっている。</li><li>・ また、会社が購入した紙媒体の資料の劣化が進んだことから、当該資料の保存のために複製するという行為も、先に述べた出版物の購入目的に照らせば当然のことであると思われるが、これもまた著作権者の許諾が必要な行為となっている。</li><li>・ これらの行為は、先に述べた所有権者の持つ使用収益権の対象に含まれ得る行為であると考えられるため、権利制限の対象とすべきである。</li><li>・ なお、これらの行為を行ったとしても、当該出版物の所有者が行う複製はごく少数であると考えられるため、権利制限規定を設けることにより発生する著作権者の経済的利益の損失はほとんどないものと考えられる。</li></ul>
改正条項及び内容	著作権法第30条の2（新設） 「刊行物の所有者は、自己の用に供するために必要と認められる限度において、当該刊行物の全部又は一部を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」
団体名	社団法人 情報科学技術協会（複写権問題対策委員会）

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	図書館等が例外的に許諾を得ずに公衆送信により複製物を提供できるようにすること
法改正を必要とする理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現行の著作権法第31条により、図書館等が利用者の求めがあった場合等に図書館資料を許諾なく複製した場合、その複製物の提供手段は、手渡しや郵送による「譲渡」に限定されている。</li><li>・ しかし学術研究等においては、速やかな情報収集が求められており、手渡し又は郵送による複製物の提供だけでは図書館等の公共的奉仕機能を十全に果たすことができなくなっている。</li></ul>
改正条項及び内容	<p>著作権法第31条の2</p> <p>(図書館による複製物の公衆送信による提供)</p> <p>図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いた複製物の公衆送信による提供を行うことができる。</p> <p>一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人につき一部公衆送信にて提供する場合</p>
団体名	社団法人 情報科学技術協会(複写権問題対策委員会)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	法令によって定められた義務の履行に際して必要な複製を権利制限規定に設けること。
法改正を必要とする理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特許法、薬事法、医療法、医師法、などの法令には、情報提供や図書館の設置、教育活動が義務付けられているが、そのために著作物の複製利用が必要となる場合がある。</li><li>・ 著作権法では、第42条(裁判手続き等による複製)や第42条の2(行政機関情報公開法等による開示のための利用)が規定されているが、上記の法令における著作物の複製利用に関しては認められていない。</li><li>・ このことは、上記法令を遵守する上で利用者の利便性を損なうことになっている。</li><li>・ よって法令によって定められている義務の履行の際に必要な複製利用を権利制限規定に新設していただきたい。</li></ul>
改正条項及び内容	著作権法第 (新設) 条 著作権法第五款権利制限規定に新設  (法律によって定められた義務の履行に際しての複製利用) 「法令によって定められた義務を履行する際に、必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」
団体名	社団法人 情報科学技術協会(複写権問題対策委員会)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	健康危害情報に対する制限規定
法改正を必要とする理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・制限条件は、基本的に、目的によって定めるものとする。</li><li>・国民の健康危害に関する情報は、いち早く、正確に伝達することが必要であり、権利者個人の権利より社会の公益性が優先すべきものである。</li><li>・厚生労働省でも、例えば薬事法、また「健康危機管理基本指針」「医薬品等危機管理実施要領」「感染症健康危機管理実施要領」「飲料水健康危機管理実施要領」「食中毒健康危機管理実施要領」として、情報収集・伝達・提供の必要性を唱っているものである。</li></ul>
改正条項及び内容	著作権法 第41条の4 2条の後に、新条項を挿入する  (健康危害情報の伝達) 第 条 法令・条例・指針などの規定により緊急の情報伝達・提供を目的として著作物を利用する場合、必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。
団体名	社団法人 情報科学技術協会(複写権問題対策委員会)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	行政手続のために必要と認められる範囲における複製を権利制限の対象とすること。
法改正を必要とする理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現在では裁判手続及び準裁判手続に限り、そのための複製が権利制限の対象とされている。</li><li>・ これは、裁判手続を十全ならしめるという国家目的実現の見地から設けられた権利制限規定である。</li><li>・ このような目的は、特許法に基づく登録手続、薬事法に基づく新薬申請手続等の行政手続においても同様のものがみられるが、この場合については権利制限の対象とはなっていない。</li><li>・ 現在の日本では、著作権の複製に係る円滑な著作権許諾手続の体制が整備であることから、これらの行政手続において提出する必要がある著作物につき、許諾が得られず、そのため行政手続を円滑に進めることができないことが考えられる。</li><li>・ このため、行政手続の目的が達成し得ない場合が考えられ、このため、当該行政手続が十全ならしめられず、結果として国民全体に不利益をもたらす懸念がある。</li><li>・ このため、裁判手続と同様、行政手続のために必要な複製についても、権利制限の対象とすることが必要である。</li><li>・ なお、行政手続のために必要な限りでの複製は、その複製物が行政庁の手元限りにおいて止まること、行政手続のために必要な複製物は通常小部数に止まることから、この権利制限規定を設けることによる著作権者の経済的利益の損失は、ごくわずかであると考えられる。</li></ul>
改正条項及び内容	著作権法第42条の改正（追加部分を下線により示す） 「著作物は、 <u>裁判手続又は行政手続</u> のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製、譲渡及び公衆送信することができる。 <u>これらの行為については、第三者に委託して行うことができる。</u> ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」
団体名	社団法人 情報科学技術協会（複写権問題対策委員会）

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	薬事法に基づき義務づけられる行為に係わる著作物の利用に関する権利制限規定の新設。
法改正を必要とする理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・医薬品は、人の生命及び健康に深く直接関わるものであり、その品質、有効性、安全性、適正使用を確保することが非常に重要である。</li><li>・薬事法では、医薬品の使用によってもたらされる国民の生命及び健康への被害を未然に防止し、医薬品の品質、有効性、安全性、適正使用を確保するために必要な情報の収集、分析、報告、保存、提供が義務付けられている。</li><li>・医薬品の品質および有効性が確保され、その有効性や副作用等が適切に評価され医療の現場において安全性が確保され適正に使用されるためには、薬事法で規制されている情報の収集、分析、報告、保存、提供等が十分にかつ迅速に行われなければならない。</li><li>・これら必要なかつ正確な情報を入手および提供するには、公表された文献等の複製物を利用している。薬事法の義務をするためには、迅速性および正確性からも複製物に頼らざるを得ない状況であるが、著作権法に従って、事前に複製の許諾を得ることは不可能であり、薬事法の義務を履行することができなくなる。</li><li>・このような薬事法に基づく行為は、医薬品の品質、有効性、安全性、適正使用を確保するうえで、きわめて重要な意義を有しており公益的な見地からも必要な行為であり、その行為は著作権法の制限規定に定められるべきものである。</li></ul>
改正条項及び内容	著作権法 第5款に以下の規定を新設  「薬事法及びその関連法令並びにこれらの法令に基づく命令等に基づき、医薬品の品質、有効性、安全性、適正使用等に係わる情報の収集、報告、提供等を行う場合においては、必要な範囲において資料等を複製し、譲渡し、若しくは公衆送信し、又はこれらの行為を第三者に委託して行うことができる。」
団体名	社団法人 情報科学技術協会（複写権問題対策委員会）